

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり失職（1件）及び発令（5件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 やまだ たかし
山田 高士
- (2) 学 校 名 元東京都葛飾区立東金町中学校
- (3) 職 名 教 諭
- (4) 年 齢 27歳
- (5) 性 別 男

2 失職年月日

令和3年7月29日

3 失職理由

令和元年10月6日午後3時30分頃から同日午後4時1分頃までの間、自宅において、スマートフォンを使用して、知人女性に対して、裸の画像を撮影して送信することを要求し、同要求に応じなければ、同女性の名誉に危害を加えかねない旨を告知するメッセージを送信して脅迫し、同女性に義務のないことを行わせようとしたとして、強要未遂により起訴され、令和3年7月14日、懲役1年、3年間執行猶予の判決を受け、同月29日、同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 55歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和3年11月15日

4 処分理由

令和2年8月3日午後11時15分頃から同日午後11時40分頃までの間、公園において、両手で、当時勤務校女性教員の頭部及び首筋付近をなでる、同教員の頬、脇等をなめる並びに同教員の体を覆うように抱き付いて押さえ付け、左手を同教員のスカートの中に差し入れ、同教員の大腿部等を触った。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記被害者が特定される可能性があることから、被害者の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 養護教諭
- (3) 年 齢 28歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和3年11月15日

4 処分理由

令和3年4月3日午後2時頃から同日午後11時頃までの間に、店舗型性風俗特殊営業店において、同店から現金の対償を受け、性的なサービスを行う業務に従事するとともに、男性客と性行為を行うなどした。

※ 本件については、売春行為者の保護更正という売春防止法の趣旨に鑑み、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 32歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和3年11月15日

4 処分理由

平成28年12月頃の日から平成30年1月上旬頃の日までの間に、当時自宅において、当時勤務校の卒業生である当時高等学校の女子生徒と性行為を行うなどした。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記生徒が特定される可能性があることから、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 59歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和3年11月15日

4 処分理由

平成30年6月15日から平成31年3月29日までの間、当時勤務校事務室において、同校教諭の給与の過誤払いに係る返納金322,797円の返納請求事務を怠るとともに、同返納金の戻入処理を行わず、同教諭の所得税等の還付金として受領した現金234,620円を同教諭へ返還せずに金庫に放置し、同教諭及び別の同校教諭から勤勉手当の返納金として受領した現金計332,130円の戻入処理を怠るとともに同金庫に放置した。

また、平成31年3月29日から同年4月3日までの間、同金庫内の同234,620円及び同332,130円を持ち出し、自宅に持ち帰るとともに、鍵付きのキャビネットに放置した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 38歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和3年11月15日

4 処分理由

平成30年12月初旬から中旬頃までの間の日、勤務校において、同月28日に部活動の練習試合引率を旅行用務とする虚偽の出張申請を行うとともに、同校副校長から、同申請どおりの旅行命令を受けたにもかかわらず、同日に宿泊を伴う練習試合を実施し、同出張に係る旅費1,002円を不正に受給した。

また、部活動の練習試合に際し、宿泊を伴う学校行事の届出をせず、同日午前8時頃から同月29日午後6時15分頃までの間、宿泊施設に当時同部に所属する同校生徒11名を宿泊させ、練習試合を行うなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）